

〔 糸島市定住促進事業 〕

- 1. 糸島市空き家バンク制度**
- 2. 糸島市空き家活用リフォーム事業**

(施設管理課)

日 時 : 平成25年4月19日(金) 14:00~
場 所 : 糸島市人権センター

糸島市「空き家バンク制度」について

【空き家バンク制度の目的】

糸島市内では、住宅の老朽化や所有者の高齢化、経済的事情等により管理不全な空き家が目立つようになりました。

これに対処するため市では、生活環境の保全と防犯の街づくりの推進、定住促進を目的に空き家を登録する「空き家バンク」制度に取り組んでいます。

【空き家バンク制度とは】

「空き家バンク」とは、市内に存在する空き家の有効利用を通して地域の活性化を図るため、市内にある空き家の売買・賃貸を希望する所有者から登録をいただいた情報を、市ホームページを通して公開し、定住や空き家の利用を希望する方に情報提供する制度です。

【空き家について、空き家バンク登録を拒否する場合】

- (1) 法令等に違反している建築物
- (2) 市街化調整区域にある建築物で、現在の所有者以外の者が使用することができないもの
- (3) その他市長が定めた建築物

【空き家情報登録希望者について、空き家バンク登録を拒否する場合】

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人で復権を得ない者
- (3) 法人でその役員又は営業所等の代表者が前2号のいずれかに該当するもの
- (4) その他市長が定めた者又は法人

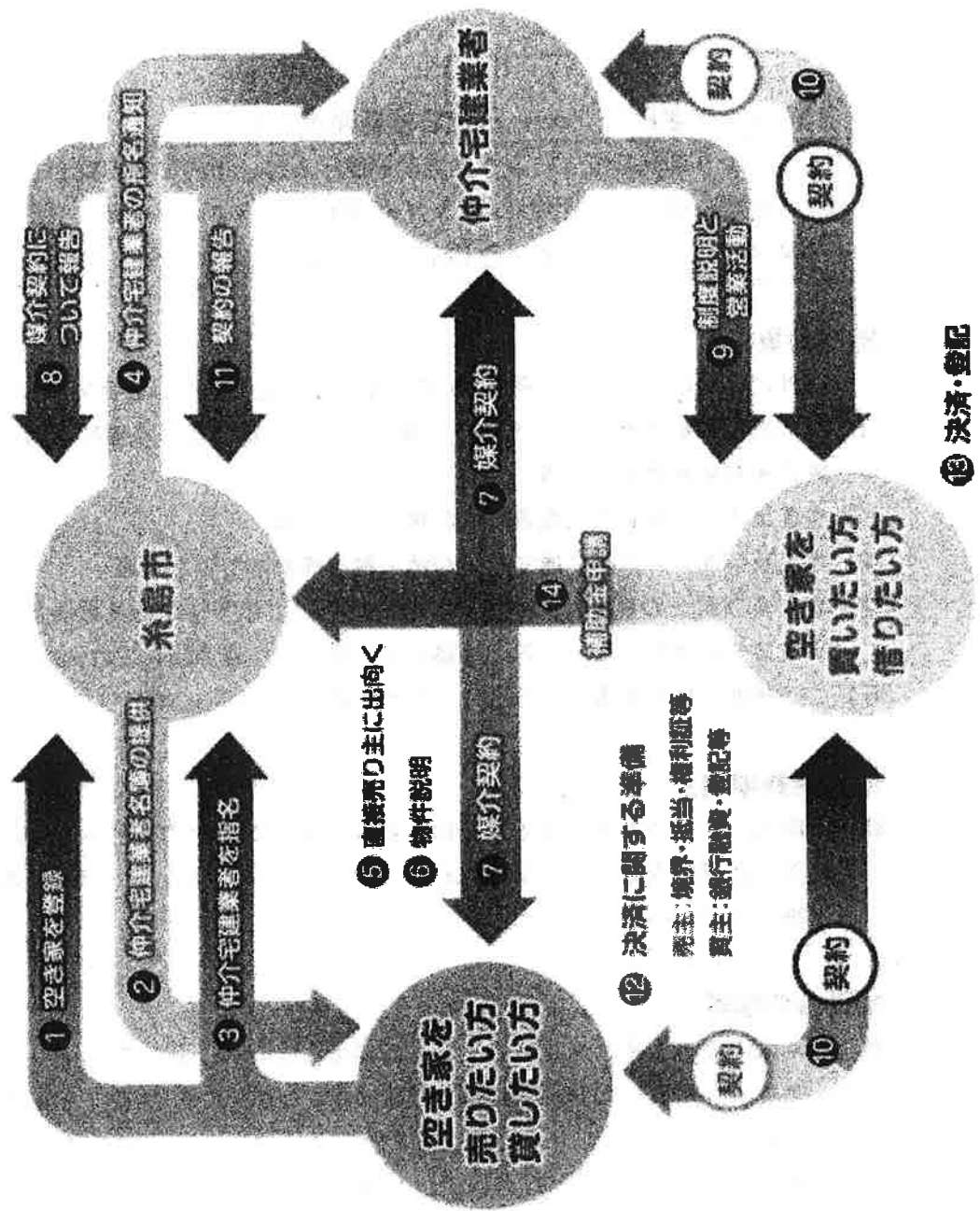
【市の情報の提供】

市長は、地域の活性化を図るために必要な情報を空き家情報登録者及び登録物件の購入又は賃貸を希望する者に対して、情報提供に努めなければならない。

【空き家情報登録者等の遵守事項】

- (1) 空き家情報に関する内容の確認及び空き家売買契約又は賃貸借契約に関する交渉は、空き家情報登録者及び購入・賃借希望者の双方の責任において行なうこと。
- (2) 空き家の売買契約又は賃貸借契約に関する紛争が生じた場合は、空き家情報登録者又は購入賃借希望者の双方の責任において解決を図ること。

空き家バンクのイメージ (空き家情報から市補助金でのリフォームまで)



糸島市「空き家バンク活用リフォーム事業補助制度」について

【空き家バンク活用リフォーム事業補助制度の目的】

糸島市では、空き家の改修（リフォーム）費用の一部を補助する制度をつくり、糸島市内にある一戸建の空き家を利用して、市外から糸島市へ転入する者の定住化を図る。

【空き家バンク活用リフォーム事業補助制度とは】

「空き家バンク活用リフォーム事業補助制度」とは、市内にある空き家で空き家バンクに登録した建物を購入して定住しようとする場合、本市では、糸島市空き家活用リフォーム補助事業制度により予算の範囲内で補助し、住民の定住化を促進する制度です。

【補助対象者】

- (1) 市外に1年以上居住し、平成25年4月1日以後に転入した者又は転入しようとする者
- (2) 転入前又は転入後2年以内に空き家バンクに登録している建物を購入し、当該空き家の所有権を登記した者
- (3) 空き家の旧所有者の三親等以内の親族でない者
- (4) 本人及び同一の世帯に属する者が地方税を滞納していない者
- (5) 本人及び同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (6) この制度の目的を達成するため、市長が適当と認めるもの

【補助対象事業】

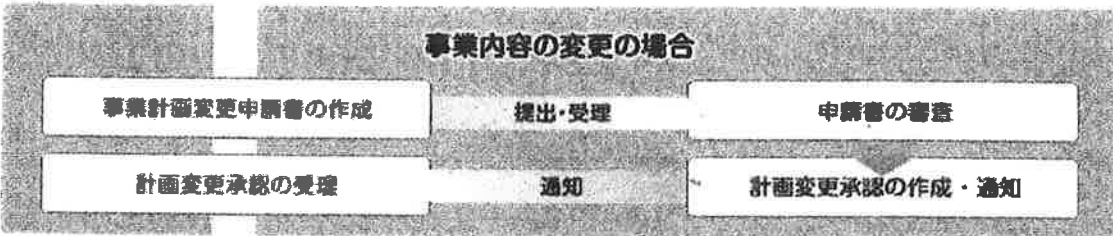
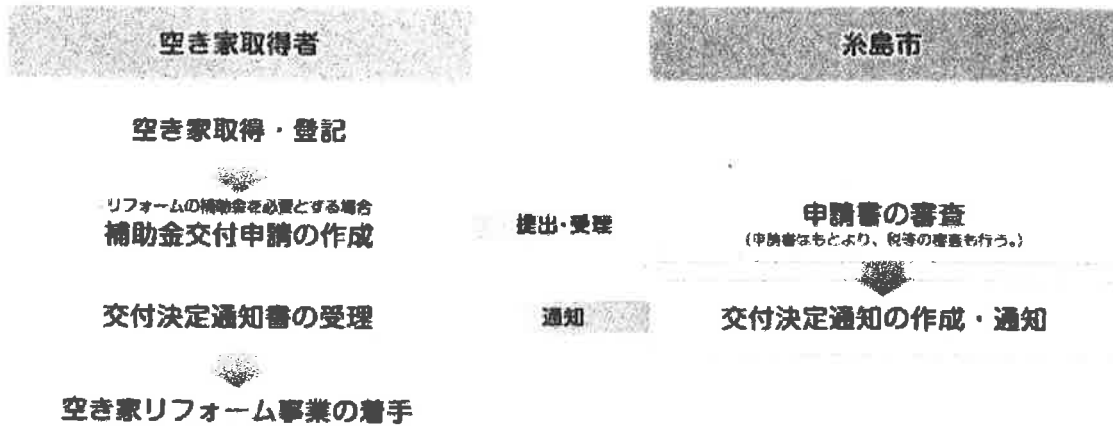
- 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が自己の居住のために空き家バンクに登録した建物を購入し、空き家のリフォーム事業であって、市内に事業を有する業者が施工するもの。

【補助金の額等】

- 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内で、50万円を限度とする。ただし、購入した空き家に補助対象者が配偶者と共に居住する場合で、いずれかが40歳以下のときは、70万円を限度とする。
 - ◇ 補助金の交付の対象となる期間は、市の会計年度とする。
 - ◇ 補助金の交付は、1軒の空き家につき1回限りとする。

【交付申請書の受理】

- 交付申請書の受理を10月末日とする。



糸島市空き家バンク制度、糸島市空き家活用リフォーム事業補助金制度

登録業者申請書

平成 25 年 月 日

(公社) 福岡県宅地建物取引業協会
福岡西支部住環境整備委員会様

申請者

- ・ 〒
- ・ 住所
- ・ 商号
- ・ 代表者名 (印)

糸島市空き家バンク制度、糸島市空き家活用リフォーム事業補助金制度の主旨に賛同し、登録業者の申請をします。

| | |
|-------|--|
| 住 所 | |
| 商 号 | |
| 代表者 | |
| T E L | |
| F A X | |
| 免許証番号 | |